

所管部課		会計課	部長	田代雄己		異
件名		東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条 例 則	東大和市特別定額給付金給付事業実施要綱 令和2年度東大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱 令和2年度東大和市ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱				
	部 課 機 関	企画課、子育て支援課				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和2年度中に実施する特別定額給付金給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金支給事業等において、受給権者または対象者からの申請に基づき現金支払をする必要があることから、当該規則の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>附則第4項（資金前渡の特例）を改正し、特別定額給付金給付事業、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業、ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業の各給付金の支払において、資金前渡をすることができる内容とする。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>窓口等における給付金の支払を希望する申請者への給付が可能となる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画課及び子育て支援課より現金支払に関する当該規則の改正の依頼があった。 ・文書課にて事前審査済み。 						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに改正の事務手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。